

# NGK グループ サプライヤー行動規範

2024 年7月（第1.0版）

日本ガイシ株式会社

# 目次

はじめに .....	P.3
NGK グループ調達方針 .....	P.5
NGK グループサプライヤー行動規範 .....	P.6
1. 法令遵守・国際規範の尊重	
2. 人権・労働	
2-1 強制労働の禁止	
2-2 児童労働の禁止、若年労働者への配慮	
2-3 非人道的な待遇の禁止	
2-4 差別の禁止	
2-5 適切な賃金	
2-6 労働時間への配慮	
2-7 結社の自由と団体交渉の権利	
2-8 土地などの利用に伴う強制退去・収奪の禁止	
2-9 民間または公的な治安・警備部隊の不適切利用の禁止	
3. 安全衛生	
3-1 労働安全衛生	
3-2 緊急時への備え	
3-3 労働災害および疾病	
3-4 産業衛生	
3-5 身体的に負荷のかかる作業への配慮	
3-6 機械装置の安全対策	
3-7 施設の安全衛生	
3-8 安全衛生のコミュニケーション	
3-9 労働者の健康管理	
4. 環境	
4-1 環境許可と報告	
4-2 温室効果ガスの排出削減	
4-3 資源の有効活用と廃棄物管理	
4-4 大気への排出	
4-5 水の管理	
4-6 土壌の管理	

- 4-7 有害物質の管理
- 4-8 製品含有化学物質の管理
- 4-9 生物多様性の保全
- 4-10 環境マネジメントシステム
- 4-11 動物福祉

## 5. 公正・倫理

- 5-1 腐敗防止
- 5-2 不適切な利益供与および受領の禁止
- 5-3 知的財産の保護
- 5-4 適切な情報開示
- 5-5 公正なビジネス、広告、競争
- 5-6 適切な輸出入管理
- 5-7 通報制度の構築
- 5-8 反社会的勢力への対応
- 5-9 責任ある鉱物調達

## 6. 品質・安全性

- 6-1 品質の維持・向上
- 6-2 安全の確保
- 5-3 情報の提供

## 7. 情報セキュリティ

## 8. 事業継続計画(BCP)

## 9. 地域、社会との協調

## 10. マネジメントシステム

- 10-1 企業のコミットメント
- 10-2 経営者の説明責任
- 10-3 法令と顧客要求
- 10-4 リスク評価とリスク管理
- 10-5 改善目標
- 10-6 教育・訓練
- 10-7 コミュニケーション
- 10-8 労働者などステークホルダーからのフィードバック
- 10-9 監査と評価
- 10-10 是正措置プロセス
- 10-11 文書化と記録
- 10-12 サプライヤーの責任

# はじめに

NGK グループは、より良い社会環境に資する商品を提供し、新しい価値を創造することを企業理念に掲げています。

## NGKグループ理念 NGK Group Philosophy

### 私たちの使命 Our Mission

社会に新しい価値を  
そして、幸せを

Enriching Human Life  
by Adding New Value to Society.

### 私たちが目指すもの Our Values

人材 Quality of People	挑戦し高めあう Embrace challenges and teamwork.
製品 Quality of Product	期待を超えていく Exceed expectations.
経営 Quality of Management	信頼こそが全ての礎 Social trust is our foundation.

昨今、社会課題は多様化し、サプライチェーンのグローバル化も進展する中、環境や社会における企業の責任はますます拡がり、かつ重要になっています。NGK グループは、社会からの要請の高まりに応え、調達活動においても社会的責任を果たすため、持続可能な調達への取り組みを強化しています。その一環として、NGK グループは 2024 年 1 月に従来の「購買基本方針」を改め、「NGK グループ調達方針」として新たに制定しました。引き続き「社会的協調」「門戸開放」「共存共栄」を調達活動の基本軸とし、環境や社会における具体的取り組み事項を明記しています。

また、NGK グループは 2011 年に「CSR 調達ガイドライン」を定めてサプライヤーの皆さまに実践をお願いし、サプライチェーン全体での持続可能な調達の実現に取り組んでまいりました。

同ガイドラインはこれまでも数次の改定を行ってきましたが、この度、国際的な基準・規範の内容も踏まえて全面的に内容を刷新し、新たに「NGK グループサプライヤー行動規範」とし制定しました。サプライヤーの皆さまには本規範の内容・趣旨をご理解のうえ、同意、実践していただきますよう改めてお願いいたします。併せて、皆さまのサプライヤーさまにも同様に周知のうえ、実践の要請をさせていただきますようお願いいたします。

なお、サプライヤーさまのお取り組みについては、書類や訪問などによる確認をさせていただく場合もございます。その際にはご協力くださいますようお願いいたします。

NGKグループは、持続可能な社会の実現に向け、重要なパートナーであるサプライヤーの皆さまと手を携え取り組んでまいり所存です。何卒、引き続きのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# NGK グループ調達方針

## 1. 基本的な考え方

NGK グループは、「社会的協調」、「門戸開放」、「共存共栄」を調達活動の基本軸に掲げ、法の遵守のみならず、地球環境の保全、人権尊重、労働環境などに配慮した、オープンで公正かつ公平な調達行動により、サプライヤーとの相互信頼に基づく相互繁栄を目指します。

これらの一連の行動・活動を通じて、持続可能な調達を推進し、社会全体に価値ある製品・サービスの提供を実現していきます。

## 2. 適用法令

NGK グループは、調達活動を行うそれぞれの国または地域間における法と規制を遵守します。

## 3. 適用範囲

本方針は、NGK グループのすべての役員と従業員の調達業務に適用します。また NGK グループは、サプライヤーの皆様に対しても本方針・本趣旨の遵守を求めます。

## 4. 重点取り組み事項

NGK グループは、

- ・ 必要法令、国際規範を遵守し、人権尊重、環境保全、地域社会との共生など社会全体の要請に応えた調達活動を行います。
- ・ 企業所在地、規模、取引実績などを問わず、全てのサプライヤーにオープンな参入機会を提供します。
- ・ 品質、技術、価格、納期、ESG 要素などを過不足なく評価し、公平・公正なサプライヤー選定を行います。
- ・ 全てのサプライヤーは市場価値を共に創出する重要なパートナーであり、尊重し合える、対等な関係性を築きます。
- ・ 当グループの各方針・指針・規範に沿った調達活動をサプライチェーン全体で求め、実現することに全力で取り組みます。
- ・ 紛争鉱物の使用回避など、地域社会への影響を考慮した調達活動を行い、責任ある原材料調達をサプライチェーン全体で求めます。
- ・ クリーンエネルギー導入、サプライチェーン全体での温室効果ガス削減調達などに取り組み、地球環境、および生物多様性の保全に努めます。

## 5. 是正・改善

NGK グループ、もしくはそのサプライヤーを通じた調達活動において、本方針、重点取り組み事項に反する状況が発生、またはその懸念が明らかになった場合は、関係者と連携し、適切かつ効果的な是正・改善に取り組みます。

# NGK グループサプライヤー行動規範

## 【目的】

- ・持続可能な社会を実現できるよう、NGK グループの持続可能な調達を推進していくには、サプライチェーン全体での取り組みが不可欠です。サプライヤーの皆さまにおかれましては、国際的な規範や指針などを踏まえた本規範をご理解のうえ、遵守いただきますようお願いいたします。

## 【適用範囲】

- ・サプライヤーの皆さまの自社内だけでなく、サプライチェーン全体を対象としてお取り組みをお願いいたします。
- ・本規範の「労働者」には、正社員、派遣社員、契約社員、臨時社員、外国人労働者など、あらゆる労働者が含まれます。
- ・本規範の「サプライヤー」はあらゆる供給やサービス提供を行う業者を指します。
  - 例) 製品、部品、材料、燃料などの供給
  - 人材の派遣、清掃・警備・食堂などサービスの提供 など

## 【関連する規範・方針類】

- ・本規範は以下の規範・方針などに準拠または趣旨に則り制定しています。サプライヤーの皆さまにおかれては、併せて参照のうえ、お取り組みを進めていただきますようお願いいたします。
  - ・国連 世界人権宣言
  - ・ILO 国際労働基準
  - ・国連グローバルコンパクト
  - ・RBA (Responsible Business Alliance)行動規範
  - ・Drive Sustainability 自動車業界のサステナビリティ指針
  - ・JEITA(一般社団法人電子情報技術産業協会) 責任ある企業行動ガイドライン

### [NGK グループの指針・規範・方針]

- ・NGK グループ企業行動指針、NGK グループ行動規範
- ・NGK グループ人権方針
- ・NGK グループ環境方針
- ・NGK グループ腐敗防止方針

## 1. 法令遵守・国際規範の尊重

各国および地域で適用される法令や規制などを遵守するだけでなく、国際的な規範を尊重しなければなりません。

## 2. 人権・労働

各国および地域の人権に関連する法令だけでなく、国際的な人権規範などを遵守し、労働者、地域社会、その他ステークホルダーの人権を尊重すると共に、多様性を尊重しなければなりません。

### 2-1 強制労働の禁止

- ・強制、拘束(債務による拘束を含む)、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買による労働力を用いてはなりません。これには、労働またはサービスのために脅迫、強制、強要、拉致、または詐欺によって人を輸送、隠匿、募集、移送、またはその受け入れを含みます。
- ・職場や寮などの出入りや、施設での移動に不合理な制約を課してはなりません。
- ・正式契約の前に、労働者が理解できる言語で雇用条件を含む雇用契約書をすべての労働者に提供しなければなりません。
- ・労働者は契約に定められた通知を行うことにより、自由に離職できなければなりません。
- ・政府が発行する労働者の身分証明書、パスポート・ビザ、労働許可証などを隠匿、没収、破棄してはなりません。なお、法令で定められている場合のみ、これら文書を預かることができます。
- ・人材派遣業者などへの斡旋手数料などを労働者に支払わせてはなりません。労働者がこれら費用を支払ったことが判明した場合は、その費用は当該労働者に返金されなければなりません。

### 2-2 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

- ・各国および地域の法令で定められた最低就業年齢に満たない児童に労働させてはなりません。また、18歳未満の若年労働者を夜勤や残業など、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務には従事させてはなりません。

### 2-3 非人道的な待遇の禁止

- ・労働者の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な待遇またはそのような可能性のある行為をしてはなりません。
- ・これら行為の懲戒方針や対応手順などを策定し、労働者に周知の上、運用しなければなりません。
- ・非人道的な行為があった場合は、被害者に速やかな救済を行わなければなりません。



#### 2-4 差別の禁止

- ・雇用、昇進、賃金、教育などにおいて、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向およびジェンダーアイデンティティ、民族、国籍、障がいの有無、妊娠、宗教、支持政党、組合加入の有無、軍役経験の有無、遺伝情報、配偶者の有無などによるいかなる差別を行ってはなりません。
- ・労働者の宗教上の慣習や障がいのある方にも適切な配慮をしなければなりません。
- ・労働者または採用候補者に、差別的に使用される可能性がある医療検査、身体検査を行ってはなりません。

#### 2-5 適切な賃金

- ・最低賃金、時間外労働および法的に義務付けられている福利厚生に関する各国および地域の適用されるすべての賃金に関する法令に準拠しなければなりません。また、労働者とその家族が社会的な生活を送ることができる水準の賃金(生活賃金)の支払いに配慮しなければなりません。
- ・すべての労働者には、同一の労働と資格に対して同一の賃金を支払わなければなりません。
- ・懲戒処分としての減給をしてはなりません。ただし、懲戒目的での減給が国内法で認められており、かつ自由に交渉された団体協約で合意されている場合は許容されます。
- ・労働者が給与支払期間に行った業務に対し、正確な賃金を確認できる十分な情報が記載された給与明細書を適切な時期に労働者に提供しなければなりません。

#### 2-6 労働時間への配慮

- ・労働者に各国および地域の法令で定める限度を超えて労働をさせてはなりません。また、労働者の労働時間・休日を適切に管理しなければなりません。
- ・労働者には7日ごとに1日以上の日を与えなければなりません。

##### [解説]

適切な管理とは以下を指します。

- ・年間所定労働日数が法定限度を超えないこと
- ・超過勤務時間を含めた1週間あたりの労働時間(ただし、災害その他の避けることのできない緊急時、非常時を除く)が法定限度を超えないこと
- ・法令に定められた年次有給休暇、産前産後休暇、育児休暇の権利を与えること
- ・法令に定められた休憩時間を与えること
- ・労働者の健康を守るために身体的ならびに精神的な健康診断を行うこと

#### 2-7 結社の自由と団体交渉の権利

- ・各国および地域の法令に従い、労働者の結社の自由および団体交渉に関する権利を尊重しなければなりません。
- ・労働者または彼らの代表者に対し、差別、報復、脅迫、ハラスメントを行ってはなりません。

- ・労働者または彼らの代表者に対し、労働条件および経営慣行に関して、経営陣とコミュニケーションを図る機会を提供しなければなりません。

#### 2-8 土地などの利用に伴う強制退去・収奪の禁止

- ・事業活動に伴う土地、森林、水資源の取得、開発、またはその他目的の使用において、強制立ち退きや対象資源の収奪を行うなど先住民やその他関係者の権利を侵害してはなりません。

#### 2-9 民間または公的な治安・警備部隊の不適切利用の禁止

- ・人権の侵害につながるような治安・警備部隊の保有・利用を行ってはなりません。

### 3. 安全衛生

各国および地域の安全衛生に関連する法令を遵守し、労働者のけがや病気を最小限に抑え、安全で衛生的な作業環境を整える取り組みを行わなければなりません。

#### 3-1 労働安全衛生

- ・業務上の安全に関するリスクを特定・評価し、適切な設計や技術・管理手段により安全を確保しなければなりません。
- ・妊娠中の女性、授乳期間中の母親に対しては、労働安全衛生上のリスクの除去や軽減、業務分担の配慮をしなければなりません。

##### [解説]

- ・職場上の安全に関するリスクの例

化学物質、電気その他エネルギー、火気、生物、車両・移動物、滑りやすい・つまずきやすい床面、落下物など

- ・安全対策の例

これらを仕組みとして進める必要があります。

○発生の可能性を含めた危険の特定と評価

○危険の排除と予防保全を考慮した、適切な作業現場の設計

○安全のための啓発活動

- ・適切な設計や技術・管理手段

これらによる段階的制御による排除または軽減を指します。

○危険因子の排除または安全なものへの代替

○工学的制御(例. センサによる危険個所の監視、機械や装置に供給される動力源の施錠による遮断(ロックアウト))

○運用での管理(例. 動力源の遮断中にエネルギー遮断装置の操作の禁止を明示する札の設置(タグアウト))

○個人保護具の提供(例. 保護メガネ、安全帽、手袋などの保護具)

### 3-2 緊急時への備え

- ・人命・身体の安全を損なう災害・事故などの緊急事態、およびその可能性も含めて特定の上、緊急対策時の行動手順の作成、必要な設備などの設置、災害時にその行動がとれるよう教育・訓練を行わなければなりません。
- ・職場内に周知を行うとともに、労働者への緊急対応教育(避難訓練を含む)の実施や、緊急時の対応手順書などを作成し、職場で容易に手の届く場所への保管、掲示を行わなければなりません。

#### [解説]

##### 緊急対策の例

緊急時の報告、労働者への通知、避難方法の明確化、避難施設の設置、分かりやすく障害物の無い出口、適切な退出設備、緊急医療品の備蓄、火災報知システム・消火設備・防火扉・スプリンクラーの設置、外部通信手段の確保、復旧計画の整備など

### 3-3 労働災害および疾病

- ・労働災害による負傷および疾病に関する状況を把握し、適切な対策を講じなければなりません。

#### [解説]

##### 適切な対策の例

労働者による報告、負傷・疾病の分類や記録、必要に応じた治療の提供、原因調査に基づき講じた是正措置、従業員の職場復帰への支援

### 3-4 産業衛生

- ・労働者に対する有害な化学的、生物的、物理的な影響を把握し、適切な対策を講じ労働者の健康管理を行わなければなりません。

#### [解説]

##### ・有害な影響を与えるものの例

○劇物、放射線、慢性病を引き起こす物質(鉛、アスベストなど)

これらは煤煙、蒸気、ミスト、粉塵などの状態でも存在します

○騒音、悪臭(著しい場合)

##### ・適切な管理の例

管理基準の制定および運用、労働者への適切な教育・訓練、個人保護具の提供

### 3-5 身体的に負荷のかかる作業への配慮

- ・身体的に負荷のかかる作業に対し、安全上のリスクを特定し、適切な管理を実施しなければなりません。

[解説]

- ・身体的に負荷のかかる作業の例

重量物の運搬、長時間の立ち作業、力の必要な組み立て作業、長時間の不自然な体勢での作業など

- ・適切な管理の例

作業環境の整備、定期的な休憩、作業補助具の提供、複数作業員での分担など

### 3-6 機械装置の安全対策

- ・機械装置に安全上のリスクが無いかわかり、適切な安全対策を実施しなければなりません。

[解説]

適切な安全対策の例

- ・フェイルセーフ、フールプルーフ、インターロックなどの安全機構の採用
- ・安全装置や防護壁などの設置
- ・機械装置の定期的な検査と保全の実施など

### 3-7 施設の安全衛生

- ・労働者のために提供される施設の安全衛生を確保しなければなりません。

[解説]

安全衛生の確保の例

- ・飲料水：法規制に準拠した水質検査、安全な飲料水(ウォーターサーバーなど)
- ・衛生的な食事の提供：調理人の服装・健康診断、害虫駆除、食品の適温管理、食堂事業の認定証など
- ・トイレ：人数に対する十分な数の清潔なトイレ施設、トイレトペーパーの提供など
- ・寮：火災対策、緊急避難路(出口)、個人所持品の安全な保管施設、居室の十分な広さ、換気、温度管理、適切な照明など

### 3-8 安全衛生のコミュニケーション

- ・労働者が被る可能性のある職場の危険について、職場の安全衛生情報と教育・訓練を労働者が理解できる言語で提供しなければなりません。
- ・安全衛生関連の情報は、施設内に明確に掲示するか、労働者が容易にアクセスできる場所に置かなければなりません。
- ・教育・訓練はすべての労働者に作業の開始前に、それ以降は定期的に行わなければなりません。
- ・労働者からの安全衛生上の意見をフィードバックする仕組みが必要です。

[解説]

・職場の危険の例

機械、電気、化学、火災、物理的危険類、その他

・教育・訓練の項目の例

個人保護具の正しい使用法、緊急時対応、機械の安全操作、有害な環境に入る前の準備など

### 3-9 労働者の健康管理

- ・すべての労働者に対し、適切な健康管理を行わなければなりません。
- ・各国および地域の法令や規制などに基づく健康診断などを実施し、労働者の疾病予防や早期発見を図らなければなりません。
- ・過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルスについても十分に配慮しなければなりません。

## 4. 環境

持続可能な社会の実現に向け、カーボンニュートラル、循環型社会、自然との共生の実現に取り組む、事業活動における環境負荷の低減を行わなければなりません。

### 4-1 環境許可と報告

- ・各国および地域の法令に従い、必要とされるすべての環境許可証やライセンスを取得し、最新の状態に保ち、登録および報告しなければなりません。

### 4-2 温室効果ガスの排出削減

- ・エネルギー効率の改善に努め、エネルギー消費量と温室効果ガス(GHG)排出量を最小限に抑えるよう継続的に取り組まなければなりません。また、再生可能エネルギーの利用拡大の努力をしなければなりません。
- ・温室効果ガスの削減目標を設定し、排出量の管理、記録に努めなければなりません。

[解説]

- ・エネルギー効率の改善に向けて、エネルギー消費および関連するスコープ1、スコープ2の排出量を最小化することで、施設もしくは事業所の単位で追跡し文書化することが必要です。また、スコープ3の温室効果ガスの排出についても、追跡し管理することが望まれます。
- ・スコープ1とは事業者自らによる温室効果ガスの直接排出、スコープ2は他社から供給された電気・熱・蒸気の使用に伴う間接排出、スコープ3はそれら以外のサプライチェーン全体(原材料、配送、販売した製品の使用、廃棄など)の間接排出を指します。

### 4-3 資源の有効活用と廃棄物管理

- ・各国および地域の法令を遵守し、リデュース(削減)、リユース(再利用)、リサイクル(再資

源化)、およびサーキュラーエコノミー(循環型経済)の推進により資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最小限に抑えなければなりません。

- ・有害性が特定されていない物質の廃棄の場合も、廃棄物を特定・管理し、責任ある廃棄またはリサイクルを行わなければなりません。

#### 4-4 大気への排出

- ・各国および地域の法令を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を実施しなければなりません。
- ・有害な物質に対しては、排出前に分析と監視を行い、その結果に基づいて必要な管理や処置を施さなければなりません。

#### 4-5 水の管理

- ・各国および地域の法令を遵守し、水資源保全や取水量低減など水の管理に努めなければなりません。
- ・あらゆる廃水に対しては、排出または廃棄する前に分析と監視を行い、その結果に基づいて必要な管理や処置を施さなければなりません。
- ・水の汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な対策を行わなければなりません。

#### 4-6 土壌の管理

- ・各国および地域の法令を遵守し、土壌汚染や地盤沈下などの防止に努めなければなりません。
- ・土壌汚染の原因となる物質に対しては、排出または廃棄する前に分析と監視を行い、その結果に基づいて必要な管理や処置を施さなければなりません。

#### 4-7 有害物質の管理

- ・人体や環境に危険をもたらす化学物質その他の物質に対しては、各国および地域の法令を遵守し、特定、ラベリングなどにより適切に管理、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)、または廃棄しなければなりません。

#### 4-8 製品含有化学物質の管理

- ・製品に含まれる、または製造工程(リサイクルおよび廃棄物のラベリングを含みます)で使用される特定の物質の使用禁止や制限について適用される各国および地域の法令、顧客の要求を遵守しなければなりません。

#### 4-9 生物多様性の保全

- ・事業活動による生態系への環境負荷の低減を図り、生物多様性の保全や回復に取り組ま

なければなりません。

#### 4-10 環境マネジメントシステム

- ・全社的な環境管理システムを構築し、継続的な運用、改善に努めなければなりません。

#### 4-11 動物福祉

- ・事業活動においては、動物福祉(アニマルウェルフェア)の考え方に基づく配慮をしなければなりません。

### 5. 公正・倫理

各国および地域の法令を遵守するとともに、文化や歴史などを尊重し、高い倫理観を持って誠実に事業活動に取り組まなければなりません。

#### 5-1 腐敗防止

- ・贈収賄、横領、背任、利益相反、インサイダー取引、マネー・ローンダリング(資金洗浄)、司法妨害などを行ってはなりません。
- ・継続的かつ確実な遵守のため、方針の策定、監視・記録手順の制定、教育・研修を行う必要があります。

#### 5-2 不適切な利益供与および受領の禁止

- ・不当または不適切な利益を得るための利益の供与や受領をしてはなりません。また、取引上の地位を利用し、正常な商慣習に照らして不当な不利益を与えてはなりません。

#### 5-3 知的財産の保護

- ・知的財産権を尊重、保護しなければなりません。技術やノウハウの移転は各国および地域の法令を遵守して行わなければなりません。
- ・偽造／模倣品を使わないよう必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

#### 5-4 適切な情報開示

- ・各国および地域の法令に従い、社会が必要とする情報を正確に記録し適切な時期に開示しなければなりません。
- ・また、法令や本規範に対し、自社事業やサプライチェーンにおける違反が判明した場合は顧客または必要に応じてステークホルダーに速やかに報告しなければなりません。
- ・記録の改ざんや、虚偽の情報開示はしてはなりません。

#### 5-5 公正なビジネス、広告、競争

- ・事業活動においては公正なビジネス、広告、競争を行わなければなりません。

- ・各国および地域の公正な取引に関わる法令を遵守し、公正かつ自由な競争を行い、カルテルや、そのような行為に該当すると疑われる行為をしてはなりません。
- ・事実と異なるなどの広告をしてはなりません。

#### 5-6 適切な輸出入管理

- ・各国および地域の法令や社内規程を遵守し、適切な輸出入を行わなければなりません。
- ・国際的な枠組みや、各国および地域の法令などで規制された物品、技術などの輸出に際しては適切な輸出手続きを行わなければなりません。

#### 5-7 通報制度の構築

- ・労働者やサプライヤーなどが、不正行為や人権問題などを通報できる制度を整えなければなりません。
- ・通報者の匿名性を確保するとともに、通報により報復、不利な取り扱いを受けない仕組みを構築しなければなりません。

#### 5-8 反社会的勢力への対応

- ・反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、一切の関係を断つてはなりません。

#### 5-9 責任ある鉱物調達

- ・製造している製品に含まれる鉱物(タンタル、錫、タングステン、金、コバルト)の原産地と調達経路について、経済協力開発機構(OECD)の「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのガイダンス」または同等に認知されたデューデリジェンスの枠組みに合致した方法で調達されていることを合理的に保証するための方針を策定し、デューデリジェンスを実施しなければなりません。
- ・また、デューデリジェンスによりリスクが特定された場合は、調達を回避しなければなりません。

### 6. 品質・安全性

製品・サービスの品質・安全性に適用される各国および地域の法令や主な国際的枠組みおよび規範の遵守、品質基準や規格、顧客要求事項への準拠により、委託先・再委託先も含めて顧客、また必要に応じその他のステークホルダーに、安心・安全かつ正確な情報の提供に努めなければなりません。

#### 6-1 品質の維持・向上

- ・製品・サービスの品質に適用される品質マネジメントシステムの運用を推奨します。

#### 6-2 安全の確保

- ・製品の設計および製造・施工、工事および委託業務サービスの安全性を確保しなければなりません。



### 6-3 情報の提供

- ・適用される各国および地域の法令や主な国際的枠組みおよび規範の遵守、品質基準や規格、顧客要求事項への準拠ができていない、もしくは困難であることが予想される場合、直ちに連絡しなければなりません。
- ・品質や安全に問題が発生した場合には、迅速な報告と要求に応じた情報(トレーサビリティなど)を開示し、所轄当局へ連絡しなければなりません。
- ・仕様および工程の変更や供給停止については、事前に通知しなければなりません。

## 7. 情報セキュリティ

顧客、第三者、従業員の個人情報、受領した機密情報を適切に管理・保護し、情報セキュリティの強化を図らなければなりません。

サイバー攻撃などへの防衛策を講じて、自社および他社に被害が生じないよう管理をしなければなりません。

情報セキュリティ上の問題が発生した場合は、必要に応じてステークホルダーに報告し、被害を最小限に止めるよう努めなければなりません。

## 8. 事業継続計画(BCP)

大規模自然災害などによって、製品やサービスの提供が困難になる場合に備え、事業継続計画の策定等により、サプライチェーンへの影響を最小限に留めるよう適切な準備をしなければなりません

[解説]

事業継続を阻害するリスクとして、大規模自然災害(例、地震、津波、洪水、豪雨、豪雪、竜巻)およびそれに伴う停電・断水・交通傷害、事故(例、火災、爆発)、疾病蔓延(例、広域伝染病・感染症)などがあります。

## 9. 地域、社会との協調

持続可能な社会の実現に向け、事業活動はじめさまざまな活動により国際社会や地域社会への貢献活動を積極的かつ継続的に取り組まなければなりません。

## 10. マネジメントシステム

本規範の推進と継続的な改善のため、以下の項目を含むマネジメントシステムを構築し、管理しなければなりません。

本規範の内容および趣旨に基づき、自社で推進するだけでなく、サプライチェーン全体への周知と遵守の要請を行わなければなりません。

### 10-1 企業のコミットメント

- ・経営トップが承認した自社の社会や環境への責任に関するデューディリジェンスと継続的

な改善の方針を、労働者が理解できる言語で記し、施設内に掲示するなどによって、すべての労働者に周知しなければなりません。

#### 10-2 経営者の説明責任

- ・マネジメントシステムの運用状況と担当する役員レベルを明確にし、定期的にレビューしなければなりません。

#### 10-3 法令と顧客要求

- ・本規範の要件を含み適用される法令、規制などや、顧客要求事項を特定し、管理する仕組みを構築しなければなりません。

#### 10-4 リスク評価とリスク管理

- ・本規範に関するリスクを特定し、特定したリスクを適切に管理する仕組みを構築しなければなりません。

#### 10-5 改善目標

- ・社会、環境面などでの改善目標および実施計画を策定し、活動を行わなければなりません。

#### 10-6 教育・訓練

- ・方針や改善目標などに基づいた活動を行うため、管理者および労働者へ教育を行わなければなりません。

#### 10-7 コミュニケーション

- ・企業の方針、取り組み状況などを労働者、サプライヤー、顧客に伝達するための仕組みを構築しなければなりません。

#### 10-8 労働者などステークホルダーからのフィードバック

- ・労働者、その他ステークホルダーとのコミュニケーションの理解度を評価し、意見などフィードバックを得て、継続的改善を行うための仕組みを構築しなければなりません。
- ・労働者が意見を表明するにあたり、報復、不利な扱いを受けない仕組みを構築しなければなりません。

#### 10-9 監査と評価

- ・法令や顧客要求事項などに対し、適合させるために定期的に評価を行わなければなりません。

#### 10-10 是正措置プロセス

- ・社内外の評価、調査、監査などにより発見された不適合事項に対し、是正措置を行わなければなりません。

#### 10-11 文書化と記録

- ・マネジメントシステムの運用に関する記録文書を作成し保管しなければなりません。

#### 10-12 サプライヤーの責任

- ・本規範の要件をサプライヤーにも伝達し、本規範の遵守を確認する仕組みを構築しなければなりません。